市町村名　桜井市

交通安全対策事業に対する地方負担の軽減について

【担当省庁】国土交通省

市町村における取組

（現状）
平成２４年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、桜井市においても「通学路交通安全プログラム」を策定し、毎年度, 学校・地域・警察・道路管理者等関係者による通学路合同点検を実施している。
通学路合同点検により抽出された要対策箇所については、計画的かつ集中的に安全対策を進めているところである。

（課題）
「市道橘街道２号線」は、歩道がなく、JR万葉まほろば線と交差する踏切が狭く、要対策箇所に挙げられ、緊急で対策を講じる必要があることから、令和２年より道路改良事業に着手している。即効性のある対策として学校での安全教育を実施しているものの、踏切の拡幅は多額の費用を要し、また、鉄道事業者との協議に相当の日数を要する。
現在、国庫補助の「交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）」により事業を進めているが、鉄道事業者との協議により、踏切拡幅工事は、令和９年度に着手する予定である。
現行の補助制度は、令和８年度までであり、工事が本格化する令和９年度以降の事業実施が困難になるおそれがある。

● 補償建物除却前

（平成２５年当時）

● 補償建物除却後

（令和６年８月時点）

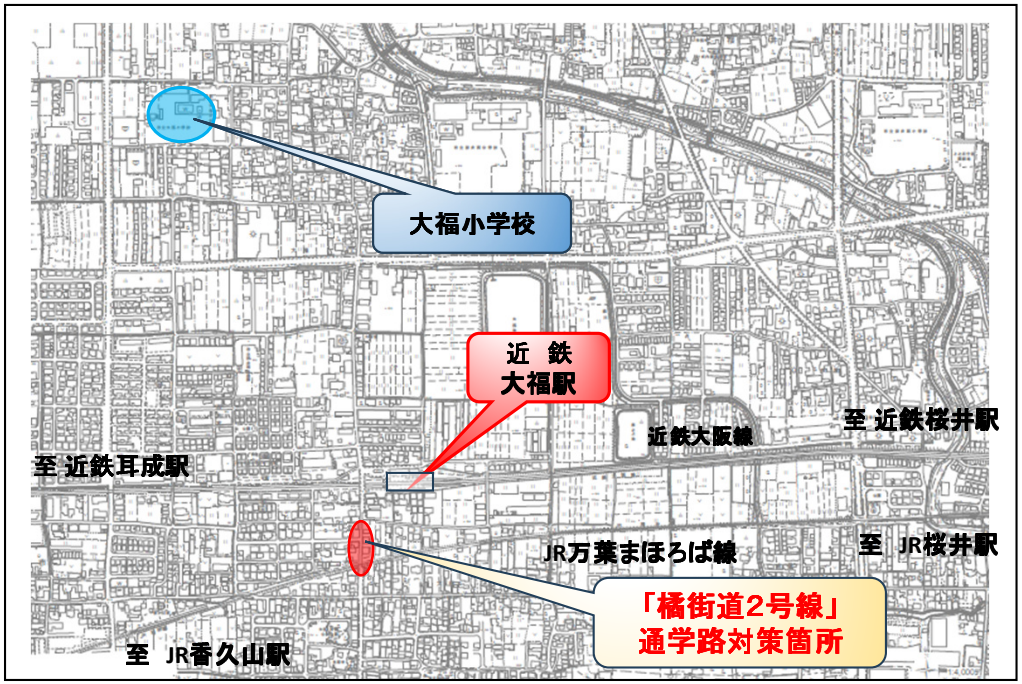

国にお願いすること

現在、通学路緊急対策として事業中の「橘街道２号線」の道路改良を引き続き実施するため、現行の補助制度「交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）」の期間延長、あるいは、「防災・安全交付金」での事業継続及び総額確保に関しまして、特段の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【担当部署】　桜井市土木課